

役員退職金規程

昭和55年3月1日
規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、中央職業能力開発協会の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職金の支給について定めることを目的とする。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、役員が退職した場合(死亡による退職を含む。以下同じ。)にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職金の額は、在職期間1月につき、その者が退職した日における本俸月額に100分の12.5を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(在職期間)

第3条 在職期間の月数の計算は、任命された日の属する月から退職した日の属する月までとし、端数日がある月は1月とする。

2 役員が任期満了の日(定款第16条第2項の規定により引き続き職務執行中の役員にあっては、その終了した日)に再び同一の役職の役員に任命されたときは、退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

3 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員に任命されたときは、退職金の支給については、その任命された日の前日に退職したものとみなす。